

山口市男女共同参画センター ご利用上の注意

【申請手続きについて】

- 申請書を提出される前に、電話等で施設の空き状況を確認してください(連絡先:083-934-2841)。なお、月曜日と祝日は休館です。
- 利用される場合は、申請書を提出する際に使用料を添えて申請してください。
 - ・利用日の8日以前に仮予約をされた場合は、利用日の7日前までに、使用料を添えて申請書を提出してください。
 - ・利用日の7日前以降に申請された場合は、申請時に使用料を添えて申請書を提出してください(申請書は事務室でご記入いただけます)。
- 納付いただいた使用料は、返金できません。
- ご利用時間は、活動の準備・後片付けの時間を含めた時間で申請してください。

【ご利用について】

- 施設の設置目的にそぐわないセンター内での物品の販売、宣伝その他の営利行為については許可できません。
- 個人での利用はできません。利用人数は原則5人以上とします。
- 連続3日以上の利用はできません。
- 利用時間より30分以上遅れてご利用になる場合(センターへの到着が遅れる場合など)は、あらかじめご連絡ください。
- 利用時間の変更は、できるだけ早急にご連絡ください。利用時間を過ぎての変更申し出には、お応えできないことがあります。
- 利用時に施設及び付属設備等が破損・故障した場合は、事務室までご連絡ください。
- 利用後は、机や椅子は当初の状態に戻してください。
 - 第1講座室 … 机14 椅子28
 - 第2講座室 … 机8 椅子16
 - 視聴覚室 … 机12 椅子24
- 利用後は、必ず部屋の掃除・消灯を行ってください。
 - 第1講座室 … 講座室の後ろの掃除道具をお使いください。
 - 第2講座室・視聴覚室 … 事務室前廊下の掃除道具をお使いください。
 - 和室 … 押入れの掃除機をお使いください。
- 利用後、利用責任者の方は使用状況連絡票を記入し、提出してください。
(使用状況連絡票は、事務室の受付前及び廊下側に設置してあります)
- 駐車場は山口市民会館と共用です。駐車できる台数に限りがありますので、お越しの際には、なるべく公共交通機関もしくは近隣の有料駐車場を使用してください。